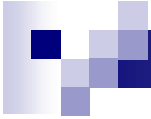




# J-IRISS利用申請に係るQ&A

2009年11月  
日本証券業協会



## 【 目次 】

| NO. | 質問内容                                                            | ページ |
|-----|-----------------------------------------------------------------|-----|
| 1   | 社内にインサイダー取引に係る防止規定が整備されているので、J-IRISSに登録する必要はないのではないのでしょうか？      | 3   |
| 2   | J-IRISSを利用しないことのデメリットはありますか？                                    | 4   |
| 3   | J-IRISSへの役員情報の登録に際して、一部の役員から先行して、登録することは可能でしょうか？                | 5   |
| 4   | J-IRISSへの登録の対象となる役員に、執行役員を含めることは可能でしょうか？                        | 6   |
| 5   | J-IRISSのセーフティーネットを幅広く活用したいので、自社及び中核子会社等の役員以外の者の情報も登録できないのでしょうか？ | 7   |
| 6   | J-IRISSに登録することで、証券会社は登録された役員情報を参照することができてしまうのでしょうか？             | 8   |
| 7   | J-IRISSを利用すると、登録した役員は株式の売買ができなくなってしまうのでしょうか？                    | 9   |
| 8   | 利用申請書に記載する情報は、それぞれどのような目的に使われるのでしょうか？                           | 10  |



### 【Q. 1】

社内にインサイダー取引に係る防止規定が整備されているので、J-IRISSに登録する必要はないのではないのでしょうか？

### 【A. 1】

上場会社様の社内規定等により、インサイダー取引の防止に係る対応が図られていたとしても、J-IRISSを利用することで、以下のメリットがあります。

- ① 意図せぬ不公正取引の未然防止
- ② 証券取引に係る法令違反(売買報告義務の履行等)の未然防止

特に、①のいわゆる「うっかりインサイダー」の未然防止は、重要事実であるという認識がなく、社内手続を踏まずに取引をしてしまう場合等のセーフティーネットとして効果的です。是非ともJ-IRISSへのご登録をご検討ください。



## 【Q. 2】

J-IRISSを利用しないことのデメリットはありますか？

## 【A. 2】

昨今、インサイダー取引について、社会的な認知度が高まっているなかで、万が一、「うっかりインサイダー」のような事件が発生してしまっただけでも、上場会社様に与える影響は、非常に大きなものになります。

さらに、J-IRISSという全上場会社が無料で参加可能なインサイダー取引を未然に防止する手段があるにもかかわらず、これをも利用されていなかったとなると、インサイダー取引の防止に係る取組みに対して、一層厳しい目が向けられることになると思われます。

なお、J-IRISSは、既に1,000社を超える上場会社様にご利用いただいております。（平成21年10月30日現在、1,047社）



【Q. 3】

J-IRISSへの役員情報の登録に際して、一部の役員から先行して、登録することは可能でしょうか？

【A. 3】

可能です。

J-IRISSへ役員情報を登録する際は、登録の対象となる役員全員の情報を一度に一括して登録する必要はありません。

J-IRISSへ役員情報を登録することにより、登録した役員の方のセイフティーネットが順次整備されることとなりますので、随時、ご登録いただきますようお願いいたします。



【Q. 4】

J-IRISSへの登録の対象となる役員に、執行役員を含めることは可能でしょうか？

【A. 4】

可能です。

J-IRISSへ登録をお願いしている役員は、金融商品取引法ベースの取締役(社外取締役を含む。)、執行役(委員会設置会社)、監査役及び会計参与になりますが、これに執行役員を加えてご登録いただくことについて、全く問題はございません。



【Q. 5】

J-IRISSのセーフティーネットを幅広く活用したいので、自社及び中核子会社等の役員以外の者の情報も登録できないでしょうか？

【A. 5】

可能です。

登録をお願いしている役員以外の方の情報も、J-IRISSに登録することができます。

例えば、公表前の「重要事実」を業務遂行上、知りうる立場にいる社員（経営企画や総務セクション等に配属されている社員）等の情報を、追加的に登録することができます。



**【Q. 6】**

J-IRISSに登録することで、証券会社は登録された役員情報を参照することができてしまうのでしょうか？

**【A. 6】**

参照することはできません。

J-IRISSを利用する証券会社は、自社で管理する顧客情報のうち、特定の項目をJ-IRISSに送信し、J-IRISSの登録データと照合します。

この際、証券会社は、J-IRISSに登録されている情報を参照できるのではなく、証券会社が送信したデータとJ-IRISSの登録データとが一致した項目の情報が、証券会社に通知されることになります。



【Q. 7】

J-IRISSを利用すると、登録した役員は株式の売買ができなくなってしまうのでしょうか？

【A. 7】

株式の売買自体ができなくなることはございません。

J-IRISSは、インサイダー取引の未然防止を目的としたシステムであるとともに、登録いただいた役員の方が、安心して株式の売買を行っていただくためのセーフティーネットになります。



【Q. 8】

利用申請書に記載する情報は、それぞれどのような目的に使われるのでしょうか？

【A. 8】

利用申請書に記載いただいた情報は、それぞれ以下の用途に使用させていただきます。

|             |                                                                                                                                                                                 |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住所・部署・役職・氏名 | ご利用に係る書類を送付させていただく際の宛先となります。                                                                                                                                                    |
| 電話番号        | 利用申込みに関して、こちらからご照会させていただく際の連絡先となります。                                                                                                                                            |
| メールアドレス     | J-IRISSのアカウントを作成させていただく際に設定させていただくメールアドレスとなります。<br>※利用開始後に変更可能です。<br>※1アドレスのみ登録可能です。(ここで設定するアドレスは、ユーザアカウントに係るメールの配信先となります。役員の情報登録に関するメール(情報変更依頼メール等)の配信先は、利用開始後に2アドレスまで登録可能です。) |